

## 納期の特例（年２回納入）について

### 特例が適用される特別徴収義務者

- 全従業員数が常時１０人未満であること

特例の承認後に全従業員数が常時１０人未満でなくなった場合は、遅滞なくその旨を課税課市民税係へ届出してください。

- 市長の承認を受けていること

市長の承認を受けるには、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例申請書」を課税課市民税係へ提出してください。

### 税額を徴収する期間と納入期限について

- 特例の承認を受けた場合、下記の期間に徴収した税額を各期限（土・日・祝日に当たる場合はその翌営業日）までに納入してください。

| 税額を徴収する期間 | 納入期限   |
|-----------|--------|
| ６月から１１月まで | １２月１０日 |
| １２月から５月まで | ６月１０日  |

- 上記の各期間の途中で承認を受けた場合は、承認を受けた月分から当該期間の最終月分までに徴収した税額を当該期間の納入期限までに納入してください。
- 特例の承認後に全従業員数が常時１０人未満でなくなった場合は、その旨を届出した日の属する月分以前の各月割額を、届出した日の属する月に徴収しなければなりません。その徴収した月割額は、徴収した月の翌月の１０日までに納入してください。

### 特例の承認却下及び取消について

- 当市に徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、承認を却下されることがあります。
- 承認後、徴収金の滞納や納入の遅延があった場合は、承認を取り消されることがあります。